

外貨普通預金規定

1.適用外国為替相場

この預金の払戻しに際し、この預金の通貨以外の通貨に換算する場合には、当社所定の外国為替相場により取り扱います。

2.最低預入額

この預金は、外貨の **1** 通貨単位以上を受け入れます。

3.利息

この預金の利息は、毎日の最終残高について、毎年 **2** 月と **8** 月の当社所定の日に当社所定の利率、付利単位および方法により計算のうえこの預金に組み入れます。なお利率は、金融情勢の変化に応じて変更します。

4.預金の払戻し

- (1)この預金の払戻しを請求するときは、テレフォンバンキング取引により当支店に申し出てください。本人確認が完了したものに限り所定の手続を行います。
- (2)犯罪での不正利用防止等の観点から、本人名義以外の名義による預金口座であることが明らかになった場合には、この預金を解約させていただくことがあります。
- (3)一定期間にご利用のない預金口座(いわゆる「不活動口座」:利息決算以外の入出金のない口座)については、預金取引を停止させていただくことがあるほか、お客さまにご通知のうえ、解約させていただく場合もあります。なお、引き続きご利用を希望される場合は、テレフォンバンキング取引により当支店にお申し出ください。

以 上

(2003 年 9 月 1 日現在)